

# 企画総務委員会

令和5年10月13日

## 1 陳情審査

### (1) 継続審査

1) 送付5-35 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

2) 参考送付 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情

## 2 報告事項

### 【地域振興部】

(1) 旧箱根千代田荘の利活用検討状況について 【資料】

(2) レシートを活用した区民生活応援事業の実施について 【資料】

(3) 渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定の締結について 【資料】

### 【政策経営部】

(1) (仮称)千代田区債権管理条例(素案)に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】

(2) デジタルサイネージを活用した帰宅困難者向け周知啓発について 【資料】

(3) 令和5年特別区人事委員会勧告について 【資料】

## 3 その他

## 4 閉会中の特定事件継続調査事項について

企画総務委員会 送付5-035

行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

受付年月日 令和5年8月22日

陳情者 提出者 1名

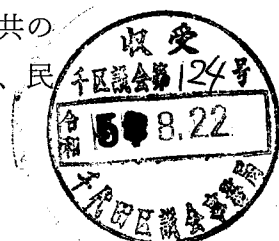
# 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

## [陳情の趣旨]

千代田区を含めた近隣区での、行政が運営主体となる新規火葬場の設立を陳情いたします。

## [陳情の理由]

1. 墓地、埋葬等に関する法律（以下、「法」と呼びます）第一条は、「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」ことを定めており、法第十三条はこれを受けて「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。」と定めています。
2. この法第十三条は、「墓地、納骨堂及び火葬場の管理者に対し、埋火葬等の施行が円滑に行われ、死者に対する遺族等関係者の感情を損なうことを防止するとともに、公衆衛生その他公共の福祉に反する事態を招くことのないよう埋火葬等について「正当な理由」がない限り、これを拒んではならないことを定めた規定」と解されています（生活衛生法規研究会監修「新訂 逐条解説 墓地・埋葬等に関する法律 [第3版]」64頁）。
3. しかしながら、御区最寄りの火葬場では、従前、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を受け入れていませんでした。この点について、厚生労働省及び経済産業省が公表している「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」では、遺体からの感染リスクは低いことなどが記載されており（問6参照）、また、他の火葬場でも様々な工夫をして感染リスクを抑えた対策を講じて火葬を受け入れているにもかかわらず、御区最寄りの火葬場を運営する民間事業者は、何らの合理的な理由なく、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬の受入れを拒絶していました（なお、上記ガイドラインの改訂版が発出された令和5年1月になり、当該業者はようやく受入れに転じることになりました。）。このような従前の対応は上記の「正当な理由がなければこれを拒んではならない。」という法第十三条に反していることは明白であり、明らかな法令違反があったものと考えます。
4. このように違法に火葬の受け入れを拒むような民間業者は、例えば、大規模災害が起こったような場合でも、同様に火葬を受け入れない可能性が当然に想定されるところであり、このような事態は法第一条が求めている公衆衛生その他公共の福祉に反するものであり、一区民としても強い不安を感じています。今後も、民



間企業である以上、その運営方針が時々の経営状態や周辺環境等により度々変更される可能性が十分あり、当該業者の親会社が上場企業であって誰でも株主になり経営に影響を及ぼすことができることを併せて考えると、安定的な火葬場の運営は到底望めないものと考えています。

5. 御区では、戦前からの経緯により、近隣区には民営火葬場しかないため、区民の火葬については当該火葬場に依存してきたものと理解しています。しかし、火葬を安定的かつ永続的に実施することは公衆衛生その他公共の福祉に直結する問題であるため、火葬場の経営主体については、原則として地方公共団体であることが求められています。この点について、昭和43年4月5日環衛第8058号においても、「近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和二十一年九月三日付け発警第八五号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和二十三年九月十三日付け厚生省発衛第九号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されていないものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。」とされているところです。
6. この問題について、同じ東京都内で解消した前例はあります。品川区内に民営火葬場があるにも関わらず、平成11年10月に港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区では、法に則った永続的な火葬を実現するため、大田区東海一丁目に臨海斎場を設立しております。御区におかれても、法の目的・趣旨を実現するとともに、区民の公衆衛生その他公共の福祉に対する重大なリスクを回避するため、行政が運営主体となる火葬場を設立することは可能と考えております。
7. 以上の理由により、行政による新規の火葬場の設立を陳情いたします。

以上

陳情者（住所）

（氏名）

（電話）

令和5年8月22日

千代田区議会議長 秋谷好基 殿

令和5年8月22日

千代田区議会議長 秋谷好基 殿

区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情



[陳情の趣旨]

今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化するとともに、区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、同様な法整備をするよう求める意見書を都や国に提出すること。

[陳情の理由]

1. 東京都内に6つの火葬場を所有する■■■■株式会社(以下、「■■■■」といいます)は、公益的事業として火葬場を運営する必要があるにもかかわらず、営利のために一方的な値上げを繰り返し施設利用者への負担増を強いています。このことは、複数大手メディアでも取り上げられており、都内民間火葬場での火葬料金が著しく高いという世論が高まっております。(参照「別紙1」「別紙2」)また、令和5年1月に厚生労働省及び経済産業省から「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改訂版が公表されるまでの長期間、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方の火葬受入れを合理性の乏しい理由により継続的に拒んでいたなど、著しく公益性に反する姿勢をとり、区民からは悲痛な声が寄せられています。なお、上記ガイドラインの改訂前においても、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の遺体からの感染リスクは低いことが公表されており、他の火葬場において



はコロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方の遺体についても火葬の受入れを実施してきたところです。

2. 墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」といいます）では、火葬場の経営を行うためには特別区にあっては区長の許可を受けなければならないものとされており（法 10 条 1 項）。

当該経営許可は、本来、地方公共団体に与えられるものであり、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限って与えるものとされています。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものです（昭和 43 年 4 月 5 日環衛第 8058 号）。

そして、公益法人の場合であっても、営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう都道府県知事等（区長）から強く指導されるべきものとされており（昭和 46 年 5 月 14 日環衛第 78 号）。

東京都においては、沿革上、株式会社である■■■■■に火葬場の経営許可がなされていますが、少なくとも、公益法人と同様に、「営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう」強く指導されるべきです。むしろ、営利法人である株式会社■に例外的に許可を与えている以上、行政による厳しい監督が必要です。

3. 23 区内にある全 9 火葬場のうち 6 場を■■■■■が所有しており、23 区内の火葬場は実質的に■■■■■の独占状態となっていることから、■■■■■による火葬場経営が利益追求の手段とならないよう、より一層厳しい監督が必要とされて然るべきです。

令和 4 年 2 月 28 日、■■■■■を完全子会社としている株式会社■■■■■と、葬祭事業を営む会社を傘下に収める■■■■■株式会社の間での業務提携が発表され、令和 4 年 5 月 20 日に中期経営計画が発表されました。これによると、当該業務提携（及び共同で行う葬儀事業を目的とする合弁会社の設立）は、葬儀業に進出し、「■■■■■のお葬式」として、利便性の高い■■■■■の式場を利用して、葬儀から火葬までのオールインワンプランを提供することにより、増収増益を目的としたものです。

これは、本来公共的かつ非営利の事業として行われるべき火葬場事業を

葬儀業と組み合わせ、営利事業の道具として利用するものであり、公益性を著しく害するものです。

上記[ ]の事業計画（以下「本計画」といいます）によって、第一義的に、他の葬儀業者が多大な影響を受けて存立を厳しいものにされることは当然ですが、最終的には[ ]による火葬場の独占的な地位に基づく営業によって、利用者である区民及び都民が利用料の高騰や利用制限などの不利益を被る結果となり、公益性を害することは容易に理解できるものであります。

実際、上記中期経営計画には「火葬料金の改定のほか、営業時間の拡大等により売上高を確保」との記載もあり、火葬料金の値上げによって区民及び都民への不利益が生じることは明らかです。

さらに、[ ]は、既に、通常火葬料金だけでなく、他の火葬場にはみられない燃料費特別付加火葬料（以下、「燃料サーチャージ」といいます）を一方向的に導入し、火葬場利用料を著しく引き上げております。この燃料サーチャージの導入により、火葬場利用料が大幅に値上がりしたにも関わらず、[ ]は、「火葬料金は従前通りで価格改定はありません。」としております。しかしながら、実質的には根拠不明な計算式に基づき算定された金額が、火葬料金に上乘せされる形になっているため、事実上の火葬料金の値上げであることは明らかで、今後も営利追及の姿勢がさらに強まることは明らかです。

4. 従って、火葬業を営む[ ]が火葬場を利用して、営利事業として葬儀業を営むことは、公共事業としての火葬業の性質上許されるものではなく、[ ]を営利事業の中心とする[ ]及び[ ]の本計画は、許可権者である区によって厳しく指導されるべきです。

また、法に基づいて火葬は公衆衛生その他公共の福祉の観点から規制され、皆が等しく利用できるようにする必要があることから、火葬料金は公共料金ともいべき性格があり、民営火葬場であっても国や地方公共団体に事前に料金を届け出て認可を受けることが本来の在り方であると考えます。

以上のことから、陳情書を提出します。

以上

## 旧箱根千代田荘の利活用検討状況について

### 1 開設から閉鎖までの経緯

昭和44年	区直営の保養施設として現在地に開設
平成11年	改築工事竣工、現在の建物施設にて運営を開始
平成18年	民営化方式を導入、富士屋ホテル(株)による運営を実施
平成27年	応募事業者の辞退により次期運営事業者プロポーザル審査中止
平成27年7月	箱根山噴火の影響で休館、その後は運営を再開しないまま借受期間満了
平成28年3月	施設閉鎖

### 2 利活用検討状況

平成29年3月～ 議会において「箱根千代田荘の再活用を求める決議」が可決されたことを受けて同年4月から利活用検討を開始

#### ○利活用検討の主な内容

- ・コンサルティング会社を活用した活用案の調査・検討、市場リサーチ等の実施
- ・「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」の設置による多角的な視点からの検討

令和2年～現在 コロナ禍となり、宿泊関連事業を取り巻く環境が大きく変化したことを受け、改めて宿泊施設の事業化について検討中

### 3 公共施設調査・整備特別委員会での経緯

令和3年6月～ 随時議会報告

#### ○委員会報告における主な内容

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設とする
- ・千代田区民向けの施設ではなく、一般の方も宿泊できる施設として運営していくことが現実的
- ・区民への宿泊助成も併せて検討する
- ・社会情勢が落ち着かない状況ですぐに結論を出すのではなく、慎重に中長期的な視点での検討が必要

※詳細は別紙 地域振興部資料1-2 を参照



## 1 開設から閉鎖までの経緯

時期	事項	内容
昭和42年9月21日	土地取得契約締結	敷地面積：6303.75㎡ 売買価格：94,048,000円
昭和44年8月1日	千代田荘(箱根)開設	22室 定員81名 運営：直営
昭和47年11月13日	同新館開設	15室 定員60名 本館新館計37室 定員141名
平成11年6月30日	改築工事竣工	箱根千代田荘竣工
平成11年7月24日	箱根千代田荘開設	28室 定員120名
平成17年10月13日	保養施設条例改正	条例可決 箱根千代田荘を民営化するため区の公の施設としての位置づけを廃止
平成18年4月1日	民営化方式導入	借受事業者：富士屋ホテル(株) 借受期間：5年間 定員の変更 120名 ⇒ 140名
平成23年4月1日	民営化方式第2期開始	借受事業者：富士屋ホテル(株) 借受期間：5年間
平成26年10月3日	用地問題検討会	箱根千代田荘有償貸付の方針確認
平成27年3月4日 ～20日	借受者募集	区民利用条件を緩和し市場賃料の半額(年額21,390,480円)で公募 ⇒7法人が現地説明会参加、その後1法人が応募
平成27年4月15日	選定委員会	応募1法人の辞退によりプロポーザル審査中止
平成27年6月30日	気象庁	箱根山の噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げ ⇒大涌谷周辺の概ね1kmの範囲を立ち入り制限とした。
平成27年7月20日	箱根千代田荘休館	区民の安全確保とサービス水準維持の観点から、休館とする。 サービスの低下を招かないために代替措置を講じる。
平成28年3月31日	箱根千代田荘閉鎖	借受事業者(富士屋ホテル(株))の期間満了により借受終了

## 2 利活用検討状況

時期	事項	内容
平成29年3月29日	決議	箱根千代田荘の再活用を求める決議
平成29年4月 ～平成30年9月	利活用検討開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検討体制を構築</li> <li>・庁内需要調査を実施</li> <li>・現地調査、地元自治体(箱根町)の意向調査を実施</li> <li>・コンサルティング会社を活用し、活用案の調査・検討、市場リサーチ等を実施</li> <li>・区民や有識者を入れた「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」にて、多角的な視点から検討</li> </ul>
平成30年11月 ～平成31年3月	利活用検討	福祉的な機能を備えた宿泊施設の事例調査を実施
平成31年4月 ～令和2年3月	利活用検討	宿泊施設の事業化について深掘り検討 福祉的な視点を踏まえた事業化の可能性の検討
令和3年4月～	利活用検討	コロナの影響により宿泊関連業を取り巻く環境が大きく変化したことから、改めて宿泊施設の事業化について検討を実施
令和3年5月	公共施設調査・整備特別委員会	調査報告

～令和5年3月		
---------	--	--

### 3 公共施設調査・整備特別委員会での経緯

時期	内容
令和3年6月 ～11月	<p>【報告内容】 旧箱根千代田荘活用に係る令和3年度の調査検討の状況を段階に応じて報告（旅館運営事業者3社によるモデル事業案）</p> <p>【主な議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復活させるとそれなりのコストがかかり、長期的な予算の展望に影響があるのではないか</li> <li>・どこまで初期費用と維持費を投入しながら、この事業として成立させるのかという視点も中長期的な検討にあたっては必要ではないか</li> <li>・区民が気軽に年に何回も行けるような箱根千代田荘として使えるものかどうか、区民が一番心配をしているところ</li> <li>・福祉的な視点は、ユニバーサルデザインを取り入れる程度でよいのか ⇒十分なケアができるような施設となると、なかなか事業者も運営が難しい バリアフリーやユニバーサルデザイン等へ配慮した運営になるのではないか</li> <li>・仮に事業が採用された場合、区民が利用する施設として運営するのか。利用者に区が補助する仕組みなのか ⇒区としては一般の方も宿泊できる施設とする前提であり、その場合は区民に対する宿泊助成は確保していく必要があると考えている</li> </ul>
令和4年3月	<p>【報告内容】 箱根地区における協定宿泊施設の取り扱いを報告（「箱根森のせせらぎ」の閉鎖と代替施設の検討）</p> <p>【主な議論】 保養施設等の廃止・休止に伴う代替施策であるため、箱根千代田荘と同程度で進めていただきたい</p>
令和4年7月	<p>【報告内容】 旧箱根千代田荘活用方法の検討に係る調査結果を報告（令和3年度調査の最終報告）</p> <p>【主な議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における先行きが不透明なため、すぐに結論を出すのではなく慎重な検討が必要ではないか</li> <li>・高級な施設が整備された場合、限られた区民しか行くことができない。区民の保養・区民サービスの観点での検討が必要なのではないか ⇒協定宿泊施設の充実などを含め、区民の保養に資する取組みを進めていきたい</li> </ul>

## 1 開設から閉鎖までの経緯

時期	事項	内容
昭和42年9月21日	土地取得契約締結	敷地面積：6303.75㎡ 売買価格：94,048,000円
昭和44年8月1日	千代田荘(箱根)開設	22室 定員81名 運営：直営
昭和47年11月13日	同新館開設	15室 定員60名 本館新館計37室 定員141名
平成11年6月30日	改築工事竣工	箱根千代田荘竣工
平成11年7月24日	箱根千代田荘開設	28室 定員120名
平成17年10月13日	保養施設条例改正	条例可決 箱根千代田荘を民営化するため区の公の施設としての位置づけを廃止
平成18年4月1日	民営化方式導入	借受事業者：富士屋ホテル(株) 借受期間：5年間 定員の変更 120名 ⇒ 140名
平成23年4月1日	民営化方式第2期開始	借受事業者：富士屋ホテル(株) 借受期間：5年間
平成26年10月3日	用地問題検討会	箱根千代田荘有償貸付の方針確認
平成27年3月4日 ～20日	借受者募集	区民利用条件を緩和し市場賃料の半額(年額21,390,480円)で公募 ⇒7法人が現地説明会参加、その後1法人が応募
平成27年4月15日	選定委員会	応募1法人の辞退によりプロポーザル審査中止
平成27年6月30日	気象庁	箱根山の噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げ ⇒大涌谷周辺の概ね1kmの範囲を立ち入り制限とした。
平成27年7月20日	箱根千代田荘休館	区民の安全確保とサービス水準維持の観点から、休館とする。 サービスの低下を招かないために代替措置を講じる。
平成28年3月31日	箱根千代田荘閉鎖	借受事業者(富士屋ホテル(株))の期間満了により借受終了

## 2 利活用検討状況

時期	事項	内容
平成29年3月29日	決議	箱根千代田荘の再活用を求める決議
平成29年4月 ～平成30年9月	利活用検討開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検討体制を構築</li> <li>・庁内需要調査を実施</li> <li>・現地調査、地元自治体(箱根町)の意向調査を実施</li> <li>・コンサルティング会社を活用し、活用案の調査・検討、市場リサーチ等を実施</li> <li>・区民や有識者を入れた「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」にて、多角的な視点から検討</li> </ul>
平成30年11月 ～平成31年3月	利活用検討	福祉的な機能を備えた宿泊施設の事例調査を実施
平成31年4月 ～令和2年3月	利活用検討	宿泊施設の事業化について深掘り検討 福祉的な視点を踏まえた事業化の可能性の検討
令和3年4月～	利活用検討	コロナの影響により宿泊関連業を取り巻く環境が大きく変化したことから、改めて宿泊施設の事業化について検討を実施
令和3年5月	公共施設調査・整備特別委員会	調査報告

～令和5年3月		
---------	--	--

### 3 公共施設調査・整備特別委員会での経緯

時期	内容
令和3年6月 ～11月	<p>【報告内容】 旧箱根千代田荘活用に係る令和3年度の調査検討の状況を段階に応じて報告（旅館運営事業者3社によるモデル事業案）</p> <p>【主な議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復活させるとそれなりのコストがかかり、長期的な予算の展望に影響があるのではないか</li> <li>・どこまで初期費用と維持費を投入しながら、この事業として成立させるのかという視点も中長期的な検討にあたっては必要ではないか</li> <li>・区民が気軽に年に何回も行けるような箱根千代田荘として使えるものかどうか、区民が一番心配をしているところ</li> <li>・福祉的な視点は、ユニバーサルデザインを取り入れる程度でよいのか ⇒十分なケアができるような施設となると、なかなか事業者も運営が難しい バリアフリーやユニバーサルデザイン等へ配慮した運営になるのではないか</li> <li>・仮に事業が採用された場合、区民が利用する施設として運営するのか。利用者に区が補助する仕組みなのか ⇒区としては一般の方も宿泊できる施設とする前提であり、その場合は区民に対する宿泊助成は確保していく必要があると考えている</li> </ul>
令和4年3月	<p>【報告内容】 箱根地区における協定宿泊施設の取り扱いを報告（「箱根森のせせらぎ」の閉鎖と代替施設の検討）</p> <p>【主な議論】 保養施設等の廃止・休止に伴う代替施策であるため、箱根千代田荘と同程度で進めていただきたい</p>
令和4年7月	<p>【報告内容】 旧箱根千代田荘活用方法の検討に係る調査結果を報告（令和3年度調査の最終報告）</p> <p>【主な議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における先行きが不透明なため、すぐに結論を出すのではなく慎重な検討が必要ではないか</li> <li>・高級な施設が整備された場合、限られた区民しか行くことができない。区民の保養・区民サービスの観点での検討が必要なのではないか ⇒協定宿泊施設の充実などを含め、区民の保養に資する取組みを進めていきたい</li> </ul>

## レシートを活用した区民生活応援事業の実施について

### 1 事業の概要

#### (1) 目的

物価高騰の中、千代田区民を対象として、区民生活を支援するとともに、区内消費喚起を図ることを目的に、事業に参加する区民に対して消費額に応じたポイント還元を行う。

#### (2) 内容

千代田区内で商品購入やサービス利用に伴い受領したレシートの画像を専用アプリケーションによって投稿することにより、その利用額に応じたポイント還元を行う。

事業名	レシートを活用した区民生活応援事業(通称:レシ活ちよだ)
実施期間	令和5年12月4日(月)~令和6年2月29日(木)
ポイントの有効期限	令和6年7月31日(水)
1人あたり限度額	1日あたり 1,000円 期間中 25,000円
還元率	20%
還元金額	339,225,000円
対象店舗	区内全店舗 (一部のレシートを除く※)

#### ※ 除外されるものの例

- 情報が欠損しているレシート、
- 手書き(スタンプ)で作成された領収書
- 公共料金(税・保険料・電気・ガス・水道・電話)の領収書、
- 公営ギャンブル、
- 出資・借入の支払いにかかる証明書、
- たばこのレシート、
- 換金性の高い(有価証券・金券・商品券・切手・はがき・印紙・旅行券・プリペイドカード等)もの
- 社会保険制度(治療費・処方箋に基づく医薬品・介護サービス等)に関するもの 等

(3) 支援窓口・コールセンターの設置

アプリケーションのダウンロードやレシート画像の投稿、ポイントの利用方法等の操作方法、事業概要について案内・説明する。

①支援窓口

○開設場所:千代田会館、各区民館のうち1か所(期間中巡回して開設する。)

○開設期間:令和5年11月20日(月)~令和6年3月29日(金)

○開設時間:午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・休日・年末年始12/29-1/3を除く)

②コールセンター

○開設期間:令和5年11月20日(月)~令和6年3月31日(日)

○開設時間:午前8時30分から午後5時まで

(土・日・祝日・休日・年末年始12/29-1/3を除く)

この他に、24時間自動応答の問い合わせ専用番号を設置

2 受託事業者

WED株式会社

3 他自治体における事業実施で発生した事象と千代田区における改善策

別紙1参照

4 事業実施フロー

別紙2参照

5 本人(区民)確認フロー

別紙3参照

## 他自治体における事業実施で発生した事象と千代田区における改善策

事象1 利用者が保有していたポイントが大量に失効

問題点	千代田区の改善策
事業者の通常事業のポイントと <u>自治体事業のポイントが分離されていなかった</u> ため、自治体事業として独自の有効期限を設定できない →利用者によってポイントの有効期限が異なっていた	(事業者の)通常事業から <u>区</u> の事業を分離し、有効期限を独自に設定することで、区の実業の有効期限を明確化
ポイント有効期限の周知が不足 ①アプリ上で <u>有効期限を表示する機能が</u> ない。 ② <u>プッシュ通知をオフ</u> にしている利用者に対する周知方法がない。	①アプリ上で千代田区キャンペーンの有効期限を表示 ②有効期限が迫っていることを、アプリ上に表示(プッシュ通知は継続)

事象2 失効したポイント分の原資が自治体に返還されない契約になっていた

問題点	千代田区の改善策
契約上は、「利用者にポイントを付与すること」とされ、 <u>失効ポイントについて取決めがなかった</u>	仕様書のほかに <u>協定書</u> を作成し「ポイント有効期限」と「失効ポイント分の原資の返還」を明記。

事象3 有効期限の前にポイントが失効された

事業者のシステムエラーにより、ポイントの有効期限である 120 日を経過する前にポイントを失効させてしまった。

- ・対象者数 95,447 人
- ・復活対象となるポイント 404,394,263 ポイント

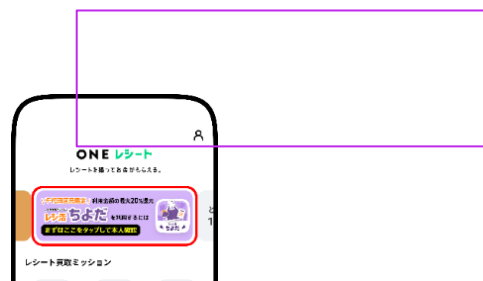
「レシ活ちよだ」参加準備

①スマートフォンアプリ「ONE」をインストールし、アプリの案内に従って情報登録します。



※ AppleとAppleロゴ、App StoreはApple Incの商標です。  
 ※ Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

②アプリを起動し、紫の「レシ活ちよだ」のバナーをタップします。



③「レシ活ちよだ」の参加には本人確認が必要です。案内に従って登録します。



※申請から7日以内に本人確認が完了します。

準備完了！

ポイントを受け取るまで

①アプリ内のミッションから「レシ活ちよだ」のアイコンを選択します。

このアイコンが目印



②「レシートを投稿する」を選択し、レシートを撮影



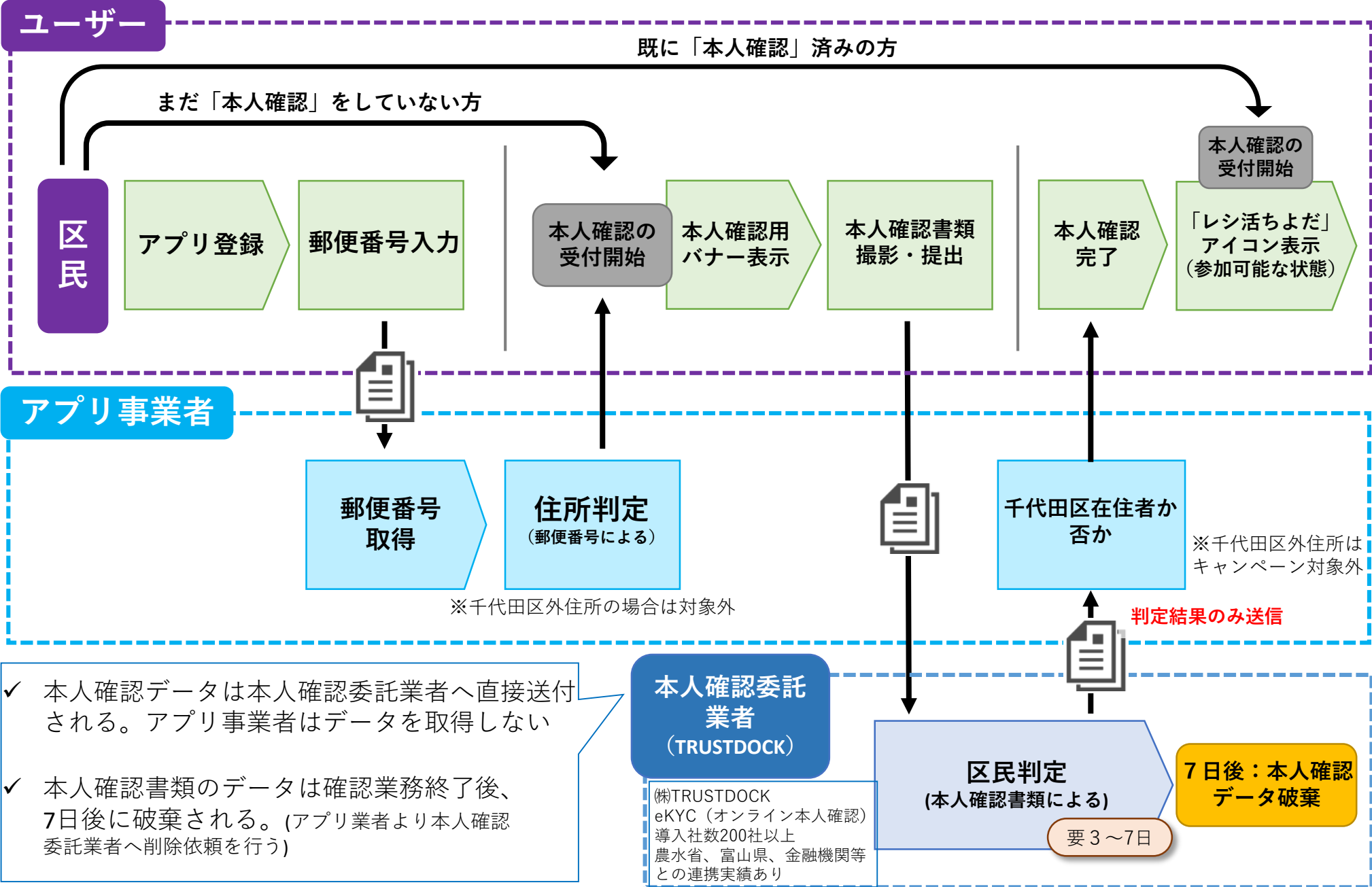
③レシートを投稿するとおおよそ2週間後にポイントが付与されます。

④付与されたポイントでチケットの購入や出金ができます。

付与されたポイントは期限内の交換が必要です







## 渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定の締結について

財務省と日本銀行は、令和6年7月を目途に、新しい日本銀行券の発行を開始すると発表した。新1万円札の肖像には「日本の資本主義の父」と呼ばれ、東京商工会議所（現東京商工会議所）初代会頭の渋沢栄一が描かれる。

今般、東京商工会議所から、魅力ある地域社会の形成と発展、住民サービスの向上に資することを目的として、渋沢栄一ゆかりの自治体等と多様な分野で包括的な連携を図る本協定の参加について打診を受けた。

本区は、渋沢栄一が一時居住し、その活動に関わりのある場所が数多く点在しており、渋沢栄一の精神を区内中小企業や創業家等の人材育成支援等に活用できることは意義深い。また、他の協定締結団体との協働事業によって商工・観光振興等にも寄与することが期待できることから、協定を締結する。

### 1 協定の概要

本協定は、令和元年、東京商工会議所を中心として渋沢栄一とゆかりのある自治体や商工会等6団体で発足し、現在は8団体が参加している。

#### (1) 連携内容

- ① 渋沢栄一の精神の普及・啓発
- ② 渋沢栄一に関するメディア誘致
- ③ 地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関する連携協力（産業、福祉、教育・文化の振興、防災）等

#### (2) 協定自治体・団体

現行	本年度締結予定
公益財団法人 渋沢栄一記念財団	千代田区
北区（東京都）	中央区（東京都）
東京商工会議所	清水町（北海道）
深谷市（埼玉県）	井原市（岡山県）
深谷商工会議所	
ふかや市商工会	
板橋区（東京都）	
江東区（東京都）	

2 協定締結予定日  
令和5年11月1日（水）

3 協定書（案）  
別紙のとおり

4 その他（区と渋沢栄一との関係例）

西暦	年齢	主なできごと
1864年	24	一橋慶喜に仕える
1866年	26	徳川慶喜、征夷大將軍となり、渋沢栄一は幕臣となる
1871年	31	現在の神田神保町一丁目に移り住む（～1873年7月まで）
1873年	33	第一国立銀行開業、総監役に就任（翌年8月頭取就任）
1878年	38	東京商法会議所（現東京商工会議所）創立、会頭となる
1887年	47	帝国ホテル創立、発起人総代（1893年取締役会長就任）
1888年	48	伊藤博文らとともに東京女学館開校、会計監督（後に館長）
1907年	67	帝国劇場会社創立・創立委員長（後に取締役会長）
1933年	（没後）	財団法人渋沢青淵翁記念会、常盤橋公園を復旧整備

## (案)

## 渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定書

公益財団法人渋沢栄一記念財団、東京都北区、東京商工会議所、埼玉県深谷市、深谷商工会議所及びふかや市商工会（以下「6者」という。）は、渋沢栄一翁の顕彰に関し、包括的な連携及び協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、6者が渋沢栄一翁の顕彰にあたり、それぞれが持つ特徴を活かしながら、多様な分野で包括的な連携と協働による事業を推進することにより、魅力ある地域社会の形成・発展及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

## (連携項目)

第2条 6者は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について互いに連携して取り組むものとする。

- (1) 渋沢栄一の精神の普及啓発に関すること
- (2) 渋沢栄一のドラマ等のメディア誘致に関すること
- (3) 渋沢栄一ゆかりの情報収集に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号のほか、次の各号の項目について、地域社会の活性化及び住民サービスの向上のため連携し協力する。

- (1) 産業の振興に関すること
- (2) 福祉の振興に関すること
- (3) 教育・文化の振興に関すること
- (4) 防災に関すること
- (5) 6者それぞれが行う事業への協力に関すること

## (協議事項)

第3条 6者は、前条に定める連携項目の具体的な内容及び実施方法、その他必要な事項については、その都度協議し定めるものとする。

2 この協定に新たな団体等を追加する場合、6者の承認を得るものとする。

## (協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、6者のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、その後も同様と

する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、6者が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書を6通作成し、6者が署名のうえ、各自その1通を保有する

令和元年8月27日

(仮称)千代田区債権管理条例(素案)に対する  
パブリックコメントの結果概要について

1 概要

債権管理事務の統一性を図り、効率的な債権管理を行うことを目的として、「(仮称)千代田区債権管理条例」を制定するにあたり、パブリックコメントを実施した。当該パブリックコメントにより寄せられた区民等からのご意見に対する区の考え方は以下のとおりである。

2 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 … 令和5年9月5日(火)から9月19日(火)まで
- (2) 募集方法 … 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、区HP送信フォーム
- (3) 周知方法 … 広報千代田9月5号掲載、区ホームページ等(LINE、Facebook、X(旧:Twitter))、施設経営課、区役所2階区政情報コーナー、各出張所
- (4) 提出者数 … 2名
- (5) 意見数(延べ件数) … 5件
- (6) 意見の概要と区の考え方 … 下表参照

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見の内容	区の考え方
1	制定趣旨	区内に住所を有する方	業務負担の軽減にも資する本条例は有意義であると考えます。	本条例の制定趣旨への賛同のご意見として受け止めさせていただきます。
2	債権放棄	区内に住所を有する方	時効完了を基に放棄するものと時効を待たずして放棄するものに差を設ける意図がわからない。一律に時効満了時点の放棄として処理した方が良いのではないかと懸念を述べられています。	例えば個人や法人の破産など将来にわたり回収見込みのない債権を時効期間が満了するまで管理し続けることで、一定の経費や労力を費やすこととなります。こうした必要性の乏しい経費や管理の手間を減らしていくことが、債権管理の合理性や効率性を図る本条例の制定趣旨に沿うものと考え、時効期間の満了を待たずして債権放棄できるように規定を設けました。
3	債権放棄	区内に住所を有する方	債権放棄の濫用が起きないように措置は必要であると懸念を述べられています。	ご指摘のとおり、安易な債権放棄がされないよう留意する必要があると考えています。本条例が恣意的に運用されないよう、その解釈及び手続きについて、統一的な基準等を設ける予定でいます。

No.	該当箇所	意見提出者の区分	意見の内容	区の考え方
4	債権放棄	区内に住所を有する方	どの程度放棄しているのか等可能であれば明らかにした方が良いのではないか。	透明性や公平性を高めることを目的として、区民の財産である債権をどの程度放棄したのかを明らかにすることは重要であることだと考えています。 このため、本条例に基づき債権を放棄した場合には、区ホームページにより放棄した債権や金額について公表することを検討しています。
5	債権放棄	区内に住所を有する方	回収が不能または、不相当と判断される債権の放棄に関して、以下の通り意見を申し上げます。 回収が不能または、不相当と適切に判断される債権に対しては債権を放棄することで良いと考えます。これは実質回収不能な債権に対して不要な労力や金銭を発生させることが貴重なリソースの無駄遣いであると考えためです。 ただし、回収が不能または不相当と判断されるまでに迅速かつ最大限回収することが必要だと考えます。また、回収が不能または不相当と適切に判断する必要があると考えます。	ご指摘のとおり、回収が困難と判断するに至るまでに法令の規定に基づき必要な措置を講じ、債権管理に必要な手続きが適正に行われていることが前提であるものと考えています。また、本条例が恣意的に運用されないよう、その解釈及び手続きについて、統一的な基準等を設ける予定でいます。

以上

## デジタルサイネージを活用した帰宅困難者向け周知啓発について

### 1 概要

区内在勤・在学者や来街者に対し、大地震等により帰宅困難者となった場合の対応について、平時から周知啓発するため、区内の駅や商業施設等に設置されているデジタルサイネージ（以下、「サイネージ」という。）を活用し、啓発動画の放映を行う。

現在、放送箇所や内容について、サイネージを管理する各事業者と調整を行っている。

### 2 サイネージ運営事業者について

駅構内や改札付近のサイネージを活用

秋葉原駅周辺の事業者の街頭ビジョン等での放映を調整中

### 3 放映内容（当面の予定）

東京都 帰宅困難者向け啓発動画

○動画時間：15 秒

### 4 放映期間（予定）

令和5年11月上旬～令和6年3月末日の平常時

令和6年度は、令和6年4月1日～令和7年3月31日とし、以降は年度ごとに更新する。

※放映依頼は、毎年度依頼文の送付をもって行う。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年10月	事業者との調整
令和5年11月上旬	動画の放映を開始
令和6年度	・秋葉原駅周辺以外の他エリアへの展開を検討 ・災害発生時の活用について検討



## 令和5年 特別区人事委員会勧告について

特別区人事委員会は、令和5年10月11日（水）、職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

### 1 給与改定の内容

#### (1) 月例給

- 公民較差（3,722円、0.98%）を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 給料月額を1,000円以上の引上げ
- 初任給について、Ⅰ類は8,000円、Ⅲ類は6,000円の増額
- 勧告の概要（昨年比較）

	公民較差	改定額・率			平均給与	平均年齢
		給料	諸手当	はね返り		
令和5年勧告 (R5.10.11)	△3,722円 (△0.98%)	3,102円 (0.82%)	0円 (0.00%)	620円 (0.16%)	379,462円	38.9歳
令和4年勧告 (R4.10.11)	△896円 (△0.24%)	747円 (0.20%)	0円 (0.00%)	149円 (0.04%)	378,512円	38.9歳

※はね返り：給料等の改定により変化する手当の増加・減少額

#### (2) 特別給（期末・勤勉手当）

- 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1月引上げ（現行4.55月→4.65月）
- 支給月数の引上げ分は、民間の状況等を考慮し、一般職員は勤勉手当に割振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

月例給・特別給の引上げにより、職員の平均年間給与は約10.2万円の増

#### (3) 実施時期

- 月例給の引上げ：令和5年4月1日から実施
- 特別給の引上げ：改正条例の公布の日から実施

## 2 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見（抜粋）

### （1）人事・給与制度

#### ア 将来を見据えた人材確保・育成策の検討

- 持続的に魅力ある職場づくりを進めることで、有為な人材の確保につなげる
- 主体的・積極的に取り組めるキャリア形成に必要な研修とともに、特別区の特徴を活かした研修を実施し、互いに高め合うことが重要

#### イ 障害者の雇用促進

- 常勤職員雇用のみならず多様な雇用形態による障害者雇用を促進させるとともに、能力を發揮できる職場環境の整備が必要

#### ウ 専門的知識をもつ人材の確保と育成

- 多様な雇用形態を活用し、デジタル技術等の専門知識をもつ人材の確保が重要
- 全職員のデジタルリテラシーを向上させるために研修等を実施

#### エ 管理監督職等を担う者の人材育成

- 安定した区政運営を進めるため、計画的な人材の確保・育成が必要
- 女性職員に対する昇任への不安解消や活躍推進に向けた職場風土の醸成に資する取組の推進

### （2）勤務環境の整備等

#### ア 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化、職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要

#### イ 勤務環境の制度・整備等

- テレワーク及び時差勤務制度の利用拡大、フレックスタイム制及び勤務時間インターバル制度導入の検討が必要
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する正しい知識を持ち、理解を更に深めていくことが必要

#### ウ 仕事と生活の両立支援

- 誰もが性別にかかわらず仕事と生活を両立するための支援制度が必要
- 性別による役割意識や無意識の思い込みを変え、誰もが働きやすい環境を整備するため、男性職員の育児への更なる参加を促進していくことが必要